

桑折町広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、桑折町(以下「町」という。)の広告媒体を活用し、町内事業所等にかかる情報(以下「広告」という。)を有料で掲載することにより、町の自主財源を確保するとともに地域経済の活性化及び町民生活の利便に資することを目的とし、広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載できる町の広告媒体は、次のとおりとする。

- (1) 広報こおり
- (2) 桑折町公式ホームページ
- (3) その他広告媒体として町長が個別に定めるもの

(掲載の範囲)

第3条 掲載することができる広告は、広告媒体の公共性を損なうおそれのないものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するものうち、青少年の健全な育成を阻害すると認められるもの
- (2) 政治活動、宗教的活動等に係るものと認められるもの
- (3) 意見広告及び名刺広告並びにこれらに類するもの
- (4) 投機心又は射幸心をあおるもの若しくはあおるおそれのあるもの
- (5) 町が広告の対象となるものを推奨しているものと誤解を招く表現のもの
- (6) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に関するもの及びこれに類するもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (9) その他不相当と町長が認めるもの

(広告主の範囲と掲載の優先順位)

第4条 広告媒体に広告を掲載できる者(以下「広告主」という。)の広告掲載の優先順位は、次の順位によるものとする。

- (1) 民間企業等で、町内に事業所等を有するもの
- (2) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するもの
- (3) 前3号に掲げるもののほか、町長が認めるもの

(広告の掲載方法等)

第5条 広告掲載の位置は、広告媒体の用途や目的を妨げることがないように十分に配慮しなければならない。

2 広報こおりに掲載する広告の掲載方法等は、次のとおりとする。

- (1) 規格は原則として、横174ミリメートル及び縦42ミリメートルの枠又は横84ミリメートル及び縦42ミリメートルの枠とする。
- (2) 広告掲載の回数は、発行月号を単位とし、連続して掲載できる期間は町長が必要と認めた場合を除き、年度内12箇月を限度とする。なお、広告掲載回数は、掲載申込者数等により調整することができる。
- (3) 掲載する広告の割り付けについては、総合政策課長が行う。

3 桑折町公式ホームページに掲載する広告の掲載方法等は、次のとおりとする。

- (1) 規格は原則として、横150ピクセル及び縦60ピクセルのJPG形式とする。
- (2) 広告掲載位置は原則として、行政トップページにおいて町が指定した位置とする。
- (3) 広告掲載の回数は、1箇月を単位とし、広告掲載が決定され広告料の納付を確認した月の翌月1日から掲載を開始し、月末までを1箇月とする。また、連続して掲載できる期間は町長が必要と認めた場合を除き、年度内12箇月を限度とする。ただし、当該掲載期間内に、町の都合により桑折町公式ホームページを閉鎖した時間が生じたときは、当該閉鎖時間に応じ、次表右欄のとおり掲載期間を延長するものとする。

閉鎖時間	延長期間
12時間未満	なし
12時間以上24時間未満	1日
24時間以上	閉鎖時間を24で除し、切り上げて得た数値の日数

4 その他町長が広告媒体として認めるものの広告の掲載方法等は、その都度町長が別に定めるものとする。

(広告料)

第6条 広告料は、次のとおりとする。

- (1) 広報こおり
 - ア 1枠（横174ミリメートル、縦42ミリメートル）12,000円、連続12箇月8,400円
 - イ 1枠の2分の1相当（横84ミリメートル、縦42ミリメートル）6,000円、連続12箇月4,200円

(2) 桑折町公式ホームページ

ア 1箇月 5,000円、連続6箇月 25,000円、連続12箇月 50,000円

(3) その他町長が広告媒体として認めるものの広告の掲載方法等は、その都度町長が別に定める額

(広告主の募集)

第7条 町長は、第2条から第6条までの規定に従い広告主を募集するものとする。

(広告の申込み)

第8条 広告媒体に広告の掲載を希望する者は、次のとおり町長に広告掲載申込書を提出しなければならない。

(1) 広報こおり

広報こおり広告掲載申込書（第1号様式）に広告原稿を添付して提出

(2) 桑折町公式ホームページ

桑折町公式ホームページ広告掲載申込書（第2号様式）にバナーイメージ及びデータを添付して提出

(3) その他広告媒体として町長が個別に定めるもの

その都度町長が別に定めるものとする。

（広告主の選定）

第9条 町長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、第3条及び第4条の規定に基づき当該広告の掲載可否を行うものとする。

2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告の掲載を申し込んだ者に広告掲載決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（広告料の納付）

第10条 広告料は、掲載の承認後、町長の指定する期日（以下「指定期日」という。）までに、一括により前納するものとする。

（広告の掲載の取下げ）

第11条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を止めるときは、書面により当該広告の掲載の取り下げを町長に申し出るものとする。

（掲載の取消し）

第12条 町長は、町の行政運営上支障があるとき、又は指定期日までに広告料の納付がなかったときは、広告掲載を取り消すことができる。

（広告料の返還）

第13条 納付された広告料は、原則として返還しない。ただし、掲載の承認後、広告主の責に帰さない理由により掲載できなかった場合は、この全部又は一部を返還する。この場合において、返還する広告料には、利子は付さない。

（広告主の責務）

第14条 広告主は、掲載した広告の内容について、一切の責任を負うものとする。

2 原稿等の作成経費は、広告主が負担するものとする。

3 町長は、第14条の規定により広告掲載を取り消した場合において、当該広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わないものとする。

4 広告主は、広告掲載により第三者に損害を与えたときは、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告媒体の広告掲載に関し必要な事項は、町長が

別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。